

令和4年度山形県スクールカウンセラー・教育相談員人材バンク募集要項

山形県教育委員会

1 趣旨

山形県教育委員会では、いじめや不登校等児童生徒の問題行動等に対応する児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験等を有する者を県内公立学校に配置するため、スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者、教育相談員を募集する。

なお、選考により人材バンクに登録した者の中から令和4年4月以降に任用する。

※ 市町村教育委員会等の要請の関係上、登録者全員が任用されることは限りません。また、令和4年度の予算成立を前提としているため、予算の成立状況によっては条件等を変更する場合があります。

※ スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者については、同じ職務内容となります。

2 募集期間 随時

3 応募資格

次のいずれかに該当する者

(1) スクールカウンセラー

- ① 公認心理師（第4回公認心理師試験に合格し、令和4年3月末までに登録が完了見込の者を含む）
- ② 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士
- ③ 精神科医
- ④ 児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師（常勤勤務をする者に限る）又は助教の職にある者又はあった者

(2) スクールカウンセラーに準ずる者

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
- ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者
- ③ 医師で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者

(3) 教育相談員

- ① 教育相談の見識・資格を有する者（教育心理を修めた者、教職経験者等）
- ② 将来本県のスクールカウンセラーを目指している者

4 募集人員 100名程度

5 任用期間 令和4年度内

6 勤務条件

- (1) 勤務場所は、山形県公立小中学校（主に中学校）とする。
- (2) 服務は、山形県教育委員会又は当該市町村教育委員会が監督するものとする。
- (3) 社会保険については、適用しないものとする。
- (4) 勤務時間は、スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者については、原則として週1日、1日当たり6時間、年35週とする。教育相談員については、原則として週2日、1日当たり4時間、35週とする。
- (5) スクールカウンセラーの報酬額は1時間当たり5,000円に勤務時間を乗じた額に業務執行のための移動等に係る費用弁償を加算した額とし、スクールカウンセラーに準ずる者の報酬額は1時間当たり3,500円に勤務時間を乗じた額に業務執行のための移動等に係る費用弁償を加算した額とする。教育相談員の報酬額は1時間当たり2,600円に勤務時間を乗じた額に業務執行のための移動等に係る費用弁償を加算した額とする。

7 職務

- (1) スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者
 - ① 児童生徒へのカウンセリング
 - ② カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助
 - ③ 児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供
 - ④ その他児童生徒のカウンセリング等に関し各学校において適当と認められるもの
- (2) 教育相談員
 - ① 不登校生徒及び特別室等に登校する生徒の相談、援助に関すること
 - ② いじめや問題行動等の関係生徒の相談、援助に関すること
 - ③ 生徒及び保護者、教職員等との教育相談に関すること
 - ④ 教職員のカウンセリング技術の向上に関すること
 - ⑤ その他派遣先学校の校長が定めるもの

8 選考方法及び名簿登録

- (1) 第1次選考
書類審査を行う。結果については、審査後速やかに各人に連絡する。一定の基準に達した者について、第2次選考の日時・場所等を連絡する。
- (2) 第2次選考
順次面接等を実施する。結果については、面談等の実施後速やかに各人に連絡する。
- (3) 名簿登録
第2次選考で一定の基準に達した者について、「令和4年度山形県スクールカウンセラー・教育相談員人材バンク」に登録する。

※ 令和3年度に任用された者については、山形県教育委員会が直接本人に意向を確認し、令和4年度の人材バンクに登録します。

9 応募書類送付先

勤務を希望する地区を担当する教育事務所に送付すること。複数の地区を希望する場合は、それぞれの教育事務所に送付すること。

- | | | |
|----------------------------------------|------------|---|
| ・村山地区 〒991-0003 寒河江市大字西根字石川西 355 番地 | 村山教育事務所指導課 | 宛 |
| ・最上地区 〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2,034 番地 | 最上教育事務所指導課 | 宛 |
| ・置賜地区 〒993-0085 長井市高野町二丁目 3 番 1 号 | 置賜教育事務所指導課 | 宛 |
| ・庄内地区 〒997-1301 東田川郡三川町大字横山字袖東 7 番 1 号 | 庄内教育事務所指導課 | 宛 |

10 応募上の注意

- (1) 応募書類は必ず書留による郵送とすること。（持参での提出はご遠慮ください。）
- (2) 応募の際は、①山形県SC・教育相談員人材バンク登録申込書（兼登録票）、②勤務意向調査、公認心理師は③登録証の写し（見込の者は合格証書の写し）、臨床心理士の資格を有する者は④資格登録証明書（IDカード形式）の写しを提出すること。また、スクールカウンセラーに準ずる者を希望する者は、⑤「【スクールカウンセラーに準ずる者】在職証明書」を提出すること。
※①・②・⑤の様式は山形県のホームページからダウンロードすること。
- (3) 書類はもれなく取りそろえ、角形2号（240mm×332mm）の封筒に「令和4年度SC・教育相談員応募」と朱書きして、一括送付すること。
- (4) 身体に障がいがあり、面接等で特に配慮を必要とする場合には、面接等の実施前に、電話で問い合わせ先に連絡すること。
- (5) 応募書類を提出後、記載事項等に変更が生じた場合は、速やかに問い合わせ先に連絡すること。

11 問い合わせ先

山形県教育庁義務教育課 生徒指導担当 電話 023-630-3416

※ 平日 午前9時～午後5時（土日・祝日は閉庁）